

県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の
受益地の転用等制限について

令和 7 年 8 月 2 5 日
丹羽用水土地改良区
江南市農業委員会事務局

農地転用や現況証明等を行う際に、申請土地が土地改良区の受益地であった場合には、該当の土地改良区から脱退する必要があるが、県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の受益地については、近年大規模な転用行為が相次ぎ、事業採択要件である受益地面積がひっ迫している。

現在、要件として必要な受益地面積は他市町を合わせて 20.0ha となっている。

要件を満たせなくなった場合、工期途中である排水路等の設備の大規模改修工事を土地改良区単独または市費で賄う必要が生じ、工事の完了が困難になるため、湛水被害の拡大などが懸念される。

については、現在以上に受益地面積が減少しない様、県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の農地転用等の行為を、下記のとおり制限する。

記

対象区域：県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域

→江森町西・東・南、高屋町大門・大師、山尻町本丸西、宮後町西屋敷、各字の一部の農地

（別紙丹羽排水地区農振地域土地利用計画図参照）

制限する行為：受益地脱退を伴う農地転用行為等